



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年9月29日火曜日 第2711号

◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	959
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	959
育種母樹林の指定.....	(森林整備課) ...	960
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	960
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	960
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	960
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(") ...	960

公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....	(人事課) ...	961
---------------------	-----------	-----

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局) ...	1000
--------------------	-------------	------

雑 報

環境影響評価法に係る対象事業の廃止について.....	(環境政策課) ...	1008
愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....	(水産課) ...	1008

告 示

○愛媛県告示第1183号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年9月29日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	下畑地の一部	平成25年度から平成26年度まで	宇和島市（津島町下畑地の一部）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	大浦の一部	平成25年度から平成26年度まで	宇和島市（大浦の一部）の地籍図及び地籍簿
西条市	中野の一部・洲之内の一部	平成25年度から平成26年度まで	西条市（中野の一部・洲之内の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金生町山田井3・4	平成25年度から平成26年度まで	四国中央市金生町山田井の一部（金生町山田井3・4）の地籍図及び地籍簿
東温市	松瀬川の一部	平成24年度から平成25年度まで	東温市（松瀬川の一部地区）の地籍図及び地籍簿
東温市	松瀬川の一部	平成24年度から平成25年度まで	東温市（松瀬川の一部地区）の地籍図及び地籍簿

松前町	北川原、筒井、の一部	平成25年度から平成26年度まで	松前町（大字北川原、筒井、の一部）の地籍図及び地籍簿
松前町	北黒田の一部	平成25年度から平成26年度まで	松前町（北黒田の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成27年9月29日

○愛媛県告示第1184号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年9月29日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成27年9月29日から10月12日まで

○愛媛県告示第1185号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を次のように指定する。

平成27年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	指 定 年月日	指定採取源 の 種 別	樹 種	所 在 場 所	本 数	面 積	所 有 者 等	
							氏名又は 名 称	住 所
3	平成27年 9月29日	育種母樹林	スギ・ヒ ノキ・ク ロマツ	新居浜市大字船木字マタニ乙2番3	19,080本	40.82ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
4	平成27年 9月29日	育種母樹林	スギ・ヒ ノキ	東温市則之内字恵雲甲2708番、甲2709番、 甲2710番、甲2711番1、甲2712番1、甲 2713番1、甲2721番、甲2723番2、甲2725 番、甲2726番、甲2728番、字城谷丙605 番1、丙605番2、丙607番5	275本	0.58ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
5	平成27年 9月29日	育種母樹林	スギ・ヒ ノキ・ア カマツ	喜多郡内子町五百木404番1	3,916本	5.14ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
6	平成27年 9月29日	育種母樹林	スギ・ヒ ノキ・ア カマツ	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地416番 1、2番耕地416番2、2番耕地421番1、 2番耕地421番4、2番耕地425番2、2 番耕地425番3、2番耕地430番、3番耕 地504番46、3番耕地504番92	1,300本	1.00ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2

○愛媛県告示第1186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、久万高原土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成27年 9月25日から
12月25日まで
- 3 作業地域 久万高原町（旧久万町、旧柳谷村）

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 9月29日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成27年 9月16日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字溝又1511番1の一部及び1513番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 56.57メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

○愛媛県告示第1188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年 9月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社はなみずき	居宅介護支援事業所はなみずき	愛媛県西予市宇和町坂戸437番地	平成27年 8月25日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 9月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社ハープ	ケアプランニングあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	居宅介護支援	平成27年 8月1日

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成27年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成26年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で552人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	林業	水産	化学	機械	薬剤師	保健師
男性	26	12	3	2	3	2	3	1	1	0
女性	15	3	0	2	1	0	1	0	2	4
合計	41	15	3	4	4	2	4	1	3	4

区分	獣医師	看護師	医師	合計
男性	4	0	1	58
女性	4	5	1	38
合計	8	5	2	96

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	電気	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	臨床工学技士	作業療法士	視能訓練士	看護師	合計
男性	1	31	0	4	0	2	1	1	0	15	55
女性	0	11	2	0	2	0	2	0	1	85	103
合計	1	42	2	4	2	2	3	1	1	100	158

割愛採用者は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	小中学校教諭	高等学校等教諭	高等学校実習助手	養護教諭	学校事務	栄養教諭	寄宿舎指導員	合計
男性	0	36	33	3	0	14	0	7	93
女性	1	47	22	2	12	16	3	2	105
合計	1	83	55	5	12	30	3	9	198

割愛採用者は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察事務	保健師	合計
男性	73	4	2	0	79
女性	15	1	4	1	21

合計	88	5	6	1	100
----	----	---	---	---	-----

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成26年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて739人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	89	13	1	2	281	46	432
定年前退職	30	103	0	0	142	32	307
合 計	119	116	1	2	423	78	739

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成21年度に再任用された職員については3回、平成22年度以降については4回に限り任期を更新することができます。平成26年度における新規再任用者数は133人、任期更新者数は291人、離職者数は109人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	37	5	0	85	6	133
任期更新者数	124	14	2	124	27	291
離職者数	42	6	0	49	12	109

エ 職員数の状況

平成26年及び平成27年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成27年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成27年の職員数の主な増減理由

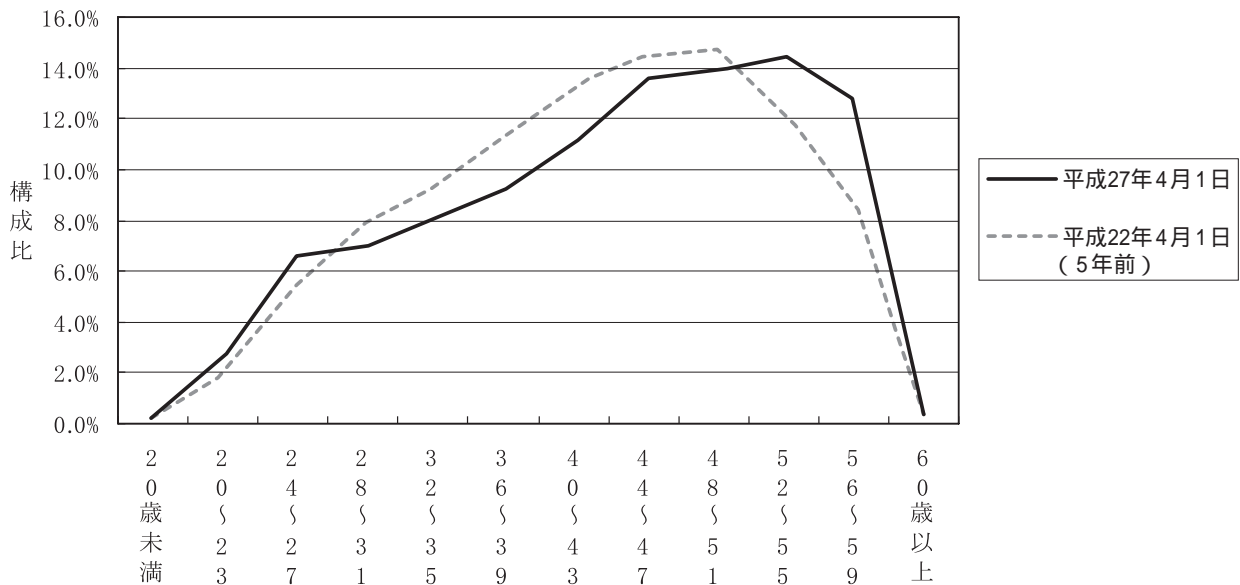
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
一般 行政 部門	議 会	29	29		
	総務企画	621	625	4	国体準備業務の増、業務執行体制の効率化
	税 務	182	175	7	業務執行体制の効率化
	民 生	345	343	2	市町派遣職員の減
	衛 生	473	470	3	業務執行体制の効率化
	労 働	85	85		
	農林水産	1,016	1,003	13	業務執行体制の効率化
	商 工	201	203	2	営業活動の強化、えひめいやしの南予博2016開催準備体制の整備
	土 木	798	786	12	業務執行体制の効率化
	小 計	3,750 [148]	3,719 [140]	31 [8]	

特別 行政 部門	教 育	12,259	12,091	168	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,807	2,800	7	定年外退職等の増
	小 計	15,066 [215]	14,891 [234]	175 [19]	
公営企業部門		1,991 [17]	2,042 [12]	51 [5]	県立病院における診療体制の強化
合計 (条例定数)		20,807 [380] (21,852)	20,652 [386] (21,690)	155 [6] (162)	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
 2 []内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
 4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	57	550	1,343	1,429	1,659	1,901	2,285	2,807	2,889	2,976	2,654	102	20,652
構成比	0.3%	2.7%	6.5%	6.9%	8.0%	9.2%	11.1%	13.6%	14.0%	14.4%	12.9%	0.5%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成24年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数(3,861人)を160人程度(4%)削減(第五次定員適正化計画)。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務執行リーダー主導による執行体制の効率化、事務事業の省力化やアウトソーシングの推進、再任用職員の活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより、定員の削減に努めました。

c 第五次定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年 4月 1日現在）

	区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成24～27年 計	（参考） 数値目標
		（計画前年）	（1年目）	（2年目）	（3年目）	（4年目）		
一般 行政 部門	職員数	3,861	3,795	3,765	3,735 [3,750]	3,700 [3,719]	161 [142]	3,700人程度
	増減		66	30	30 [15]	35 [31]		160人程度
教育 部門	職員数	12,707	12,532	12,392	12,232 [12,259]	12,052 [12,091]	655 [616]	
	増減		175	140	160 [133]	180 [168]		
警察 部門	職員数	2,776	2,797	2,792	2,807	2,799 [2,800]	23 [24]	
	増減		21	5	15	8 [7]		
公営 企業 部門	職員数	2,002	1,997	1,991	1,989 [1,991]	2,036 [2,042]	34 [40]	
	増減		5	6	2 [± 0]	47 [51]		
計	職員数	21,346	21,121	20,940	20,763 [20,807]	20,587 [20,652]	759 [694]	
	増減		225	181	177 [133]	176 [155]		

注1 計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間です。

2 []内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

なお、フルタイム再任用職員については、第五次定員適正化計画における数値目標の対象外としています。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成26年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 （平成27年 1月 1日現在）	歳 出 額 （ A ）	実 質 収 支	人 件 費 （ B ）	人件費率 （ B / A ）	平成25年度 の人件費率
平成26年度	1,417,179 人	602,073,560 千円	2,008,142 千円	168,375,629 千円	28.0 %	26.8 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成27年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 （ A ）	給 与 費				1人当たり 平均給与費 （ B / A ）
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 （ B ）	
平成27年度	19,292 人	85,086,861 千円	13,731,196 千円	31,904,258 千円	130,722,315 千円	6,776 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、平成27年度当初予算に計上された数値であり、平成27年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

平成27年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

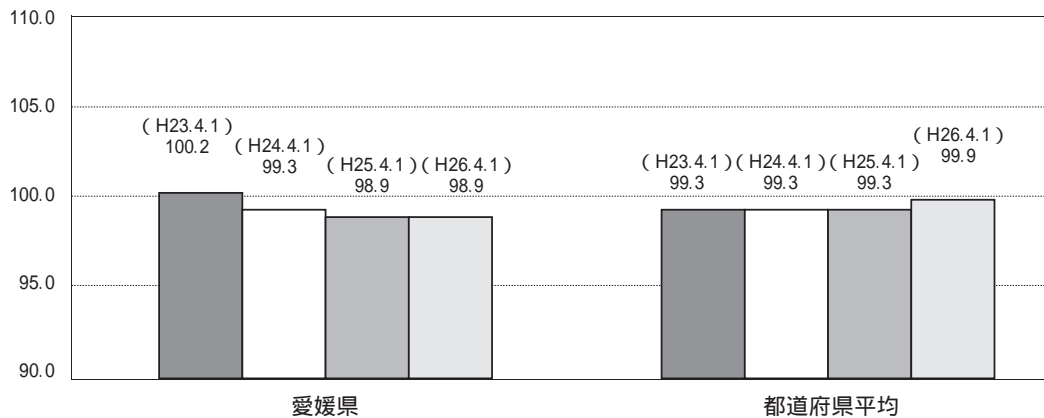
区分	給料
知 事	25 / 100
副知事	15 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	12 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成26年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.9と国よりも低くなっており、都道府県平均(99.9)を1.0ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大18%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が73.8%（27年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.3%（27年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



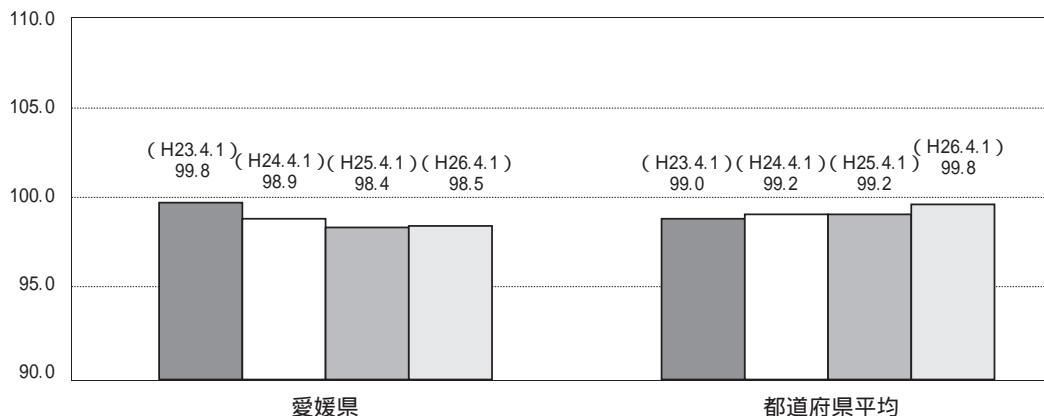
注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成26年4月1日におけるパーシェ指数は、98.5と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成27年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,042人及び再任用短時間勤務職員374人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、18,610人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下ウにおいて同じ。）3,956人（21.3パーセント）、技能労務職 254人（1.4パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職 3,323人（17.9パーセント）、中学校・小学校教育職 7,765人（41.7パーセント）及び公安職 2,434人（13.1パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.9歳	346,626円	441,040円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	50.7歳	331,991円	369,358円
うち 用務員	49.7歳	326,687円	367,389円
うち 自動車運転員	54.5歳	346,040円	384,716円
うち 学校給食員	49.4歳	326,728円	356,470円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.9歳	383,367円	436,492円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.3歳	387,631円	424,430円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.6歳	322,598円	428,484円

注1 平均給料月額とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

平成27年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	177,600円	総合職（大卒） 187,000円 一般職（大卒） 174,200円
	高校卒	144,300円	一般職（高卒） 142,100円
	高校卒	140,099円	-
技 能 労 務 職	高校卒	140,099円	-
	中学卒	124,432円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	206,336円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	206,336円	-
公 安 職	大学卒	199,500円	総合職（大卒） 210,500円 一般職（大卒） 202,300円
	高校卒	167,000円	一般職（高卒） 163,800円
	高校卒	167,000円	一般職（高卒） 163,800円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

平成27年4月1日現在における代表的な職種職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	259,693円	364,433円	382,909円	396,875円
	高校卒	213,539円	312,499円	360,877円	376,763円
技 能 労 務 職	高校卒		291,849円	299,822円	323,434円
	中学卒				
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	308,959円	407,523円	431,455円	441,826円
	高校卒	287,681円	313,967円		402,591円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	298,444円	394,079円	416,152円	430,032円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	285,676円	398,970円	399,509円	425,937円
	高校卒	249,380円	364,359円	393,810円	418,960円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

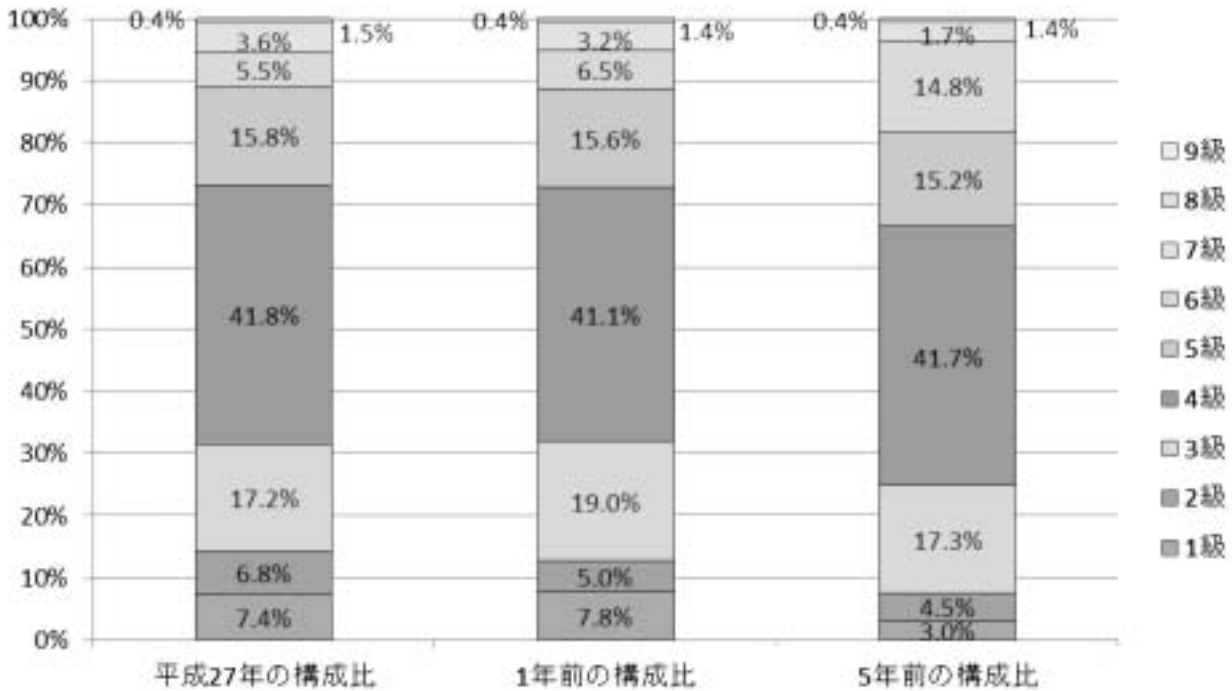
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

平成27年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	293人	7.4%	137,600円	244,900円
2級	主事・技師	269人	6.8%	187,700円	301,900円
3級	主任・係長	680人	17.2%	223,900円	347,700円
4級	専門員	1,647人	41.8%	258,300円	378,700円
5級	課長補佐・主幹	622人	15.8%	285,000円	390,700円
6級	課長	216人	5.5%	315,800円	407,900円
7級	参事	140人	3.6%	360,100円	442,600円

8級	局長	59人	1.5%	405,800円	466,300円
9級	部長	17人	0.4%	456,100円	525,200円
計		3,943人	100.0%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 2 再任用職員は含んでいません。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成26年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（平成26年度決算）		-	
1,623千円			
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.5月分	2.6月分	1.5月分
（1.45月分）	（0.7月分）	（1.45月分）	（0.7月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.9月分となっています。
 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年 4月 1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整 額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～45%加算）		
	自己都合	勤奨・定年			
1人当たり平均支給額	4,682 千円	22,810 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成26年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成27年 4月 1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績（平成26年度決算）				48,267千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）				832,190円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率	
医 師		15%	24人	15%	
医師以外	東京都（特別区）	18%	27人	18%	
	大阪府（大阪市）	15%	7人	15%	
	愛知県（名古屋市）	13%	1人	13%	
	香川県（高松市）	4%	4人	4%	
	宮城県（仙台市）	4.5%	2人	6%	

注 支給対象職員数は、平成27年 4月 1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成27年 4月 1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成26年度決算）		1,251,973千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成26年度決算）		110,035円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		60.5%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して 行う県税の賦課及び徴収に関する 業務等	1,553千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理 作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作 業	64千円	日額 290円

産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	2,039千円	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	3千円	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	257千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護作業 ②児童及び精神障害者等の心理判定作業 ③重症心身障害児等の看護作業等 ④精神障害者等の看護作業等	9,842千円	①日額 350円 ②～④日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,569千円	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	88,907千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	7,645千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	31,829千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	97千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	31,789千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	263千円	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円 ③日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	995千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り(①の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	7,856千円	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	4,430千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,814千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	8千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	51,806千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	4千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	26,808千円	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質(サリン等)の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円

緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	3,700千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	493千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	58千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	725千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等 の業務	2,835千円	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	27千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,478千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,768千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	22千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	38千円	日額 250円
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,058千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	10,972千円	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	5,362千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	41千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,222千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	196千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	357千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務（整備士） ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）	5,269千円	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円

<p>災害応急作業等手当</p>	<p>土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員</p>	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等</p>	<p>0千円</p>	<p>①日額 480円 ②日額 730円</p>
	<p>当該作業等に従事する職員</p>	<p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業 ③本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うことされた地域において行う作業 ④原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業 ⑤帰還困難区域において行う作業 ⑥居住制限区域において行う作業</p>	<p>1,996千円</p>	<p>①日額20,000円～3,300円 ②屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 ③屋外作業 日額5,000円 屋内作業 日額1,000円 ④日額2,500円 ⑤屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 ⑥屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額 660円</p>
	<p>東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員</p>	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等</p>	<p>0千円</p>	<p>①日額 480円 ②日額 730円</p>
<p>食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当</p>	<p>食肉衛生検査センターに勤務する職員</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務</p>	<p>55千円</p>	<p>日額 1,180円</p>
<p>特殊自動車運転作業手当</p>	<p>農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室に勤務する職員</p>	<p>大型特殊自動車等の運転作業</p>	<p>813千円</p>	<p>日額 290円</p>
<p>兼務手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員</p>	<p>定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）</p>	<p>1,041千円</p>	<p>1時間 510円、610円又は670円</p>
<p>添削手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員</p>	<p>通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）</p>	<p>9千円</p>	<p>添削1回 110円</p>
<p>教員特殊業務手当</p>	<p>当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）</p>	<p>①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う緊急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）</p>	<p>493,568千円</p>	<p>①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 4,250円 ④日額 4,250円 ⑤日額 3,000円 ⑥日額 1,125円</p>
<p>多学年学級担当手当</p>	<p>公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）</p>	<p>当該多学年学級における授業又は指導業務</p>	<p>6,924千円</p>	<p>日額 290円</p>

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	108,063千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	33千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	319,514千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	4,252千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	129千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（平成26年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成26年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算額）	3,577,336千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	543千円
支給実績（平成25年度決算額）	3,143,888千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	477千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 （満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算）	同	-	2,251,157千円	243,764円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給（経過措置） 平成26年度まではその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主である者等にも支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満（家賃額 - 23,000円）× 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	同	-	1,334,126千円	119,954円
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	62,371千円	1,199,442円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,690,164千円	114,463円
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	26,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～58,000円	同	-	139,138千円	315,506円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,340,366千円	662,236円
特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	27,527千円	233,280円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			136,898千円	290,654円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			32,118千円	314,882円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			106,722千円	318,573円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			786,140千円	70,022円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			45,784千円	257,213円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	442,816千円	240,923円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて3,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	30,397千円	298,010円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	140,512千円	155,606円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	858,500円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	921,500円 (970,000円)
	副 議 長	826,500円 (870,000円)
	議 員	779,000円 (820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成26年度支給割合)
	副 知 事	3.1月分
	議 長	(平成26年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.1月分
退 職 手 当		(算定方式) (支給時期)
	知 事 副 知 事	132万円 × 在職月数 × 0.5 (任期毎) 101万円 × 在職月数 × 0.38 (")

注1 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年6月30日条例第35号）に基づき、それぞれ知事25%、副知事15%、議長、副議長及び議員5%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

2 議長、副議長及び議員の報酬月額の減額は、平成27年7月1日から実施しているものです。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来61年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,510キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	千円 2,029,253	千円 886,436	千円 377,129	% 18.6	% 19.4

注1 決算には、消費税を含んでいません。

注2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成27年度	人 64	千円 285,224	千円 71,845	千円 134,031	千円 491,100	千円 7,673

注1 職員数及び給与費は、平成27年度当初予算に計上された数値であり、平成27年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

注2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成27年4月1日現在の職員数は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	44歳7月	369,023円	455,325円 (577,496円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

注2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,687千円		1,623千円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分	2.6 月分	1.5 月分
（1.45 月分）	（0.7 月分）	（1.45 月分）	（0.7 月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.9月分となっています。
 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成27年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	自己都合 4,682 千円	勤奨・定年 22,810 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成26年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	52千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	2,086円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	46.3%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	52千円	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	0千円	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	33,293千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	793千円
支給実績（平成25年度決算）	48,161千円

職員 1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	1,120千円
--------------------------	---------

- 注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。
 2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成27年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	10,272千円	270,303円
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	5,841千円	129,804円
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	4,058千円	88,224円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	552千円	276,000円
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	6,317千円	701,903円
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	193千円	193,104円
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	16千円	16,000円
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	2,832千円	314,701円

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月 1日の営業開始以来51年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	平成25年度の総費用に占める職員給与費比率
平成26年度	千円 1,329,252	千円 326,205	千円 144,644	% 10.9	% 12.7

- 注1 決算には、消費税を含んでいません。
 2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成27年度	人 21	千円 104,576	千円 21,701	千円 41,993	千円 168,270	千円 8,013

- 注1 職員数及び給与費は、平成27年度当初予算に計上された数値であり、平成27年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。
 2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年 4月 1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成27年 4月 1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員 1人を含まない。）は、20人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	48歳10月	398,611円	452,686円 (584,767円)

- 注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,593千円		1,623千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.5月分	2.6月分	1.5月分
(1.45月分)	(0.7月分)	(1.45月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- 注1 特定幹部職員(局長以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.9月分となっています。
 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成27年4月1日現在)

愛媛県公営企業(工業用水道事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年
			4,682千円	22,810千円	

- 注 1人当たり平均支給額は、平成26年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	47千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	3,105円

職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			68.2%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	47千円	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	0千円	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	6,703千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	394千円
支給実績（平成25年度決算）	7,181千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	422千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成27年 4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	4,572千円	254,000円
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	774千円	48,375円
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	1,894千円	105,239円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	276千円	276,000円
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	3,399千円	679,747円
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	0千円	0円
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	17千円	16,800円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	12千円	12,000円
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	0千円	0円

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来58年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B / A)	平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	千円 52,127,225	千円 9,199,916	千円 15,501,440	% 29.7	% 36.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,702千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成27年度	人 1,977	千円 8,058,828	千円 5,043,813	千円 3,130,405	千円 16,233,046	千円 8,211

注1 職員数及び給与費は、平成27年度当初予算に計上された数値であり、平成27年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

県営病院事業に従事する平成27年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員11人を含まない。）は、1,966人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県			
医 師	44歳 5月	577,415円	1,422,474円 (1,589,048円)
看 護 師	39歳 1月	313,298円	400,224円 (505,137円)
事務職員	45歳 3月	363,214円	514,338円 (635,192円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,438千円		1,623千円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分	2.6 月分	1.5 月分
(1.45 月分)	(0.7 月分)	(1.45 月分)	(0.7 月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.9月分となっています。
- 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成27年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,696 千円	16,348 千円		4,682 千円	22,810 千円
看護師	1,120 千円	18,885 千円			
その他	873 千円	23,496 千円			

- 注1 1人当たり平均支給額は、平成26年度中に退職した職員に支給された額の平均です。
- 2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 総 額（平成26年度決算）				246,354千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）				870,509円
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		15%	275人	15%

- 注1 支給対象職員数は、平成27年4月1日現在の職員数です。
- 2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	458,792千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	308,743円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	72.8%			
手当の種類（手当数）	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成26年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	0千円	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等にに従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	3,476千円	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	7,911千円	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護、伝染病菌の付着した物件等の処理作業	64千円	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	90千円	日額 320円

夜間看護手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表 の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等とする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	356,511千円	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	38千円	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	46,837千円	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	43,865千円	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	2,393,568千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	1,280千円
支給実績（平成25年度決算）	1,771,239千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	948千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成27年 4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	160,908千円	210,613円
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	210,595千円	169,834円
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	118,437千円	84,658円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	8,511千円	303,964円
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	57,518千円	974,877円
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円（南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円）	異	医師への加算	959,477千円	3,390,376円
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	199,175千円	385,999円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	12,349千円	199,177円
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	202,896千円	200,095円

(g) 特別職の報酬等の状況（平成27年 4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	730,400円（830,000円）
期末手当	（平成26年度支給割合） 3.1月分

退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	83万円×在職月数×0.25(任期毎)	

注 給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき12%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

平成26年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成26年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	10.0	8.4	11.0	10.0	8.1	9.8	7.2

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(4) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成26年度における育児休業者数は、711人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	56	155	1	450	49	711

(イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成26年度における部分休業者数は、25人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
部分休業者数	8	6	10	1	25

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成26年度における育児短時間勤務者数は、122人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	12	105	1	4	122

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成26年度における自己啓発等休業者数は0人です。

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成26年度における配偶者同行休業者数は、0人です。

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成26年度における修学部分休業者数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成26年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成26年度における休業者数は、1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
大学院修学休業	1	1

(5) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成26年度における分限処分数は、299件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	1	0	0	0	1
休 職	82	38	136	42	298
合 計	83	38	136	42	299

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成26年度における懲戒処分数は、19件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	2	0	2
停 職	1	1	1	3
減 給	1	8	1	10
戒 告	2	2	0	4
合 計	4	13	2	19

(6) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成26年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、交通法規の遵守、パソコンの適正な使用等について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 交通違反及び交通事故の発生を防止することを目的として、管理職等を対象に安全運転に関する講習会を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な応対要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
教職員の綱紀粛正と服務規律の確保について	学校会計からの不正流用等の事件が発覚したことから、公金の取扱いに際しては、厳正かつ適正な事務処理に努めるとともに、複数でのチェック体制を整備するよう通知しました。
セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止について	研修会等に参加する際の女性教職員の服装に関して、行き過ぎた指導があったことから、あらゆる機会を活用してセクハラ、パワハラ防止について周知徹底を図るとともに、管理監督者自らもその研さんに努めるよう通知しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	教員が窃盗容疑で逮捕されるという事案が発生したことから、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に取り組むよう通知しました。
飲酒運転の根絶及び交通安全等の徹底について	交通事故、違反の根絶に取り組んできたにもかかわらず、依然として速度超過や飲酒運転等の違反が後を絶たないことから、改めて教職員に周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクハラ及びパワハラ防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。

ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント防止対策推進月間の実施について	11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識の涵養及び教養の実施を指示するとともに、全職員に対し、ハラスメントアンケートを実施しました。
平成26年度ハラスメント相談員の指定に係る報告について	ハラスメント防止対策要綱（平成25年5月15日付通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるために、ハラスメント相談員を選定するよう指示しました。
ハラスメント相談窓口の変更	ハラスメント相談窓口を開設し、ハラスメントに関する相談等の受付を実施していましたが、相談者の不安を払拭するために、相談窓口を変更しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
職員に対する生活指導推進月間の実施	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な指導を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止を指示しました。
年末年始における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止を指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止	取扱事件等の処理状況の確認と証拠品等の確実な点検及び引継の徹底を指示しました。
飲酒に対する自覚と規律の徹底について	各所属に対する飲酒事故防止対策の徹底を指示しました。
職員による交通事故防止総合対策の推進について	平成26年度の組織改編で教養課に安全運転指導係が新設されたことにより、交通事故防止教養等の実施や運転教養・訓練の充実を図ることにより、交通事故防止の徹底を図りました。
所属長による交通事故防止対策の徹底について	職員が起こした交通事故が多発していることから、所属長に対し交通事故防止に向けた注意喚起の徹底を指示しました。
職員による交通事故防止検討会の実施について	職員の交通事故ゼロを目指し、交通事故防止対策に取り組んでいるところであるが、事故の減少が見られないことから職員による検討会の実施を指示しました。

(7) 研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成26年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	9コース 参加者 959人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間（ステージ）と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	22コース 参加者 637人
指 導 者 養 成 研 修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	5コース 参加者 212人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座（クレーム対応講座）を実施	2コース 参加者 165人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	9コース 参加者 209人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁（8人）や自治大学校（3人）、民間企業等（4人）へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人自治体国際化協会及び公益財団法人交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ（1グループ）の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（6人）や海外の学会（31人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修（20コース、937人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。（14人）

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、公益財団法人日本人事試験研究センター等が実施する研修を受講させました。（2人）

(エ) 議会議長

議会議事局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。（7人）

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。（4人）

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 514人
		〔県立学校教職員〕 19コース 参加者 249人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 30コース 参加者 6,015人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 2,353人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 152コース 参加者 12,256人
		〔県立学校教職員〕 65コース 参加者 3,953人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 55人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 24人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 24人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 アメリカ・ドイツ・オーストラリア 3人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 2人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成26年度は、採用時教養（6期 190人）、昇任時教養（2期 15人）、専科等（41期 506人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（170人）、警察大学校（94人）及び法科学研修所（9人）で警察教養を行いました。

イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成25年12月1日から平成26年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成25年11月1日から平成26年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成25年11月1日から平成26年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成25年12月1日から平成26年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の資質能力、執務態度及び勤務実績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出します。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(8) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成26年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。

警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。
-------	--

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます(以下同じ。)

各種健康診断の実施状況(平成26年度)

(知事等)

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	5,063人 一次検査 受診率 99.6%
	特別定期健康診断	1,732人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
その他検診	664人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診(一次、二次)、農薬使用職員検診
がん検診等	がん検診	8,145人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	2,400人 人間ドック、腹部超音波検診

(教育委員会)

県立学校

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,736人 一次検査 受診率 99.7%
その他検診	423人	VDT作業従事者検診(一次、二次)、農薬使用業務従事者検診
がん検診等	がん検診	5,899人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,139人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	329人 一次検査 受診率 98.5%
	特別定期健康診断	10人 有害業務等従事職員検診、放射線業務従事職員検診
その他検診	38人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
がん検診等	がん検診	720人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	196人 人間ドック、腹部超音波検診

(警察本部長)

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,795人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	631人 有機溶剤使用職員検診、アクアリング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
その他検診	57人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
がん検診等	がん検診	2,309人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	1,033人 人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区分	概 要
知事等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教育委員会	精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による退職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を作成し、配布しました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。

警 察 本 部 長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。
-----------	--

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー（夏季・冬季）、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	11
	衛生委員会	13
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	66
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成26年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業

平成26年度実績

区 分		利用者数
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,891人 被扶養者数 7,035人	健 診 事 業	11,495人
	健康づくり事業	8,636人
	愛 媛 診 療 所	3,733人
	貸 付 累 計 件 数	880件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 12,867人 被扶養者数 11,918人	健 診 事 業	3,949人
	健康づくり事業	891人
	そ の 他 事 業	10,721人
	に ぎ た つ 会 館	87,218人
	貸 付 累 計 件 数	2,637件

警察本部長	健 診 事 業	4,049人
【警察共済組合】	健 康 づ くり 事 業	1,948人
組合員数 2,873人	そ の 他 事 業	99人
被扶養者数 3,865人	貸 付 累 計 件 数	857人

互助会事業実績

平成26年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,812人 会 員 掛 金 130,056千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	62,751
教育委員会 会 員 数 12,237人 会 員 掛 金 359,960千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等	22,987
警察本部長 会 員 数 3,000人 会 員 掛 金 61,308千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	55,845

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成26年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,454,529	2,857,690	847,694
直 営 保 健 給 付	11,072	22,314	0
休 業 給 付	213,209	413,415	44,888
災 害 給 付	0	0	315
附 加 給 付	20,993	57,992	17,762
一部負担金払戻金等	21,715	52,214	9,280
計	1,721,518	3,403,625	919,939

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	47,537
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	337,344
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	4,113

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	208	375	1,013

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成26年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、120件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	8	14	22	68	112
通勤災害	2	0	0	6	8
合計	10	14	22	74	120

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成26年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成26年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

平成26年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成26年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21歳以上34歳未満の者 （保健師のみ20歳以上で受験可） ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	26.5.13 ～26.6.2	〔第1次〕 26.6.22 〔第2次〕 26.7.22 ～26.7.31
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成27年3月末日までに卒業見込みの者	26.4.2 ～26.4.21	〔第1次〕 26.5.11 〔第2次〕 26.6.13 ～26.6.17
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成27年3月末日までに卒業見込みの者		

愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	26.8.18 ~26.9.5	〔第1次〕 26.9.28
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	大学卒程度	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	〔第2次〕 26.10.27 ~26.10.29
	短大卒程度		
身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験	・年齢17歳以上34歳未満の者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 ・自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者 ・活字印刷文による出題に対応できる者		
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	26.8.18 ~26.9.5	〔第1次〕 26.10.19
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)		〔第2次〕 26.11.14 ~26.11.18

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	45	780	556	91	82	46	12.1倍
学校事務	21	202	160	42	34	22	7.3倍
警察事務	4	74	55	13	11	6	9.2倍
警察事務(情報)	1	6	4	2	2	2	2.0倍
総合土木	14	67	42	28	27	16	2.6倍
建築	1	11	6	3	2	1	6.0倍
農業	5	45	37	12	10	5	7.4倍
林業	5	24	18	9	9	5	3.6倍
水産	1	16	13	3	2	1	13.0倍
電気・電子	1	9	6	3	2	1	6.0倍
化学	1	34	28	4	2	1	28.0倍
薬剤師	7	21	18	14	11	8	2.3倍
心理判定員	1	15	12	4	3	1	12.0倍
児童自立支援専門員	2	12	12	5	5	2	6.0倍
保健師	3	30	26	6	6	3	8.7倍
合計	112	1,346	993	239	208	120	8.3倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	23	418	359	67	48	39	9.2倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	12	144	133	51	31	25	5.3倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	12	116	110	26	26	12	9.2倍
警察事務	2	19	18	6	6	3	6.0倍
合計	14	135	128	32	32	15	8.5倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
大学卒程度 司書	1	36	32	3	3	1	32.0倍
短大卒程度 診療放射線技士	2	5	5	3	3	2	2.5倍
合計	3	41	37	6	6	3	12.3倍

f 身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	若干名	5	5	3	3	3	1.7倍
警察事務	若干名	5	5	3	3	0	
合計	-	10	10	6	6	3	3.3倍

g 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	19	322	244	62	60	31	7.9倍

h 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	14	103	74	44	39	21	3.5倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。
平成26年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	8				8
	2	主事・技師	2		4		6
	3	係長	8		14		22
	4	専門員	1		19	1	21
	5	課長補佐・主幹	1		4	1	6
	6	本庁課長	1		11		12
	7	参事			1		1
	8	本庁局長					
	9	本庁部長	1				1
	1	巡査				6	6
	2	主任				9	9

公 安 職	3	係 長				5	5
	4	係 長				2	2
	5	課 長 補 佐				8	8
	6	本 部 課 次 長				2	2
	7	本 部 課 長				8	8
	8	部 長					
	9	部 長					
研 究 職	1	研 究 員	2				2
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員					
	4	主 席 研 究 員					
	5	機 関 の 長					
医 療 職 (一)	1	技 師	5	19			24
	2	係 長 ・ 医 長	1	22			23
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		3			3
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長	1	6			7
	5	医 監					
医 療 職 (二)	1	技 師		1			1
	2	技 師	6	6			12
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	薬 剤 部 長					
医 療 職 (三)	1	技 師					
	2	技 師	6	100			106
	3	主 任	1				1
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副 看 護 部 長					
	7	看 護 部 長					
技 能 労 務 職							
合 計			44	157	53	42	296

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	22			1		12	2	37
	7	参 事	70	3		1		6		80
	8	本 庁 局 長	19	1				2		22
	9	本 庁 部 長	4					1		5
	2	主 任								

公 安 職	3	係 長								
	4	係 長						1	1	
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長						18	18	
	8	部 長						3	3	
	9	部 長						5	5	
研 究 職	2	主 任 研 究 員								
	3	主 任 研 究 員								
	4	主 席 研 究 員								
	5	機 関 の 長								
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長								
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		14					14	
医 療 職(二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	薬 剤 部 長	3						3	
医 療 職(三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看 護 部 長								
合 計			118	18		2	1	20	29	188

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	15
警 部	5
警 部 補	5
巡 査 部 長	2
合 計	27

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

ア 報告の日及びその相手方

報 告 の 日	平成 26 年 10 月 9 日
報 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

イ 報告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

平成26年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均767円(0.20%)下回っています。

民間給与 (A)	382,586円	較 差 (A - B) 767円(0.20%)
県職員給与 (B)	381,819円	

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.09月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合3.95月分が、民間における年間支給割合を0.14月分下回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

給料表については、人事院勧告の内容(初任給・若年層に重点を置いて引上げ)を基礎として改定すべきです(行政職の平均改定率0.20%)。

初任給調整手当については、以下のとおり改定すべきです。

・医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額	月額	410,900円	412,200円
・上記以外の医師・歯科医師の支給限度額	月額	50,000円	50,300円
・獣医師の支給限度額	月額	30,000円	30,200円

及び の実施時期は、平成26年4月1日とすべきです。

(b) 特別給

平成26年12月期の勤勉手当の支給割合を0.15月分(平成27年度以降は年間で0.15月分)引き上げるべきです。

b 給与制度の総合的見直し等

(a) 基本的考え方

国においては、給与構造改革により一定の成果を挙げたものの、50歳台後半層の給与水準は民間給与をなお上回っており、世代間の給与と配分を更に適正化する必要があるとされましたが、本県における50歳台後半層の公民給与差の状況は、国と同様とうかがえます。

また、国は、転勤する職員の負担や管理監督職員の平日深夜の勤務実態等を考慮し、給与上の措置を行う必要があるとしましたが、本県においても、職務や勤務実績を給与に反映させることは極めて重要です。

これらの事情を総合的に勘案した結果、人事院勧告に準じて、平成27年度から給与制度の総合的見直しを実施する必要があると判断します。

なお、給料表水準の引下げにより生じる公民較差については、何らかの方法によりその年の本県の民間給与水準との均衡を図ることとなりますので、給料表水準の引下げが直ちに給与水準そのものの引下げにつながるものではないと考えています。

(b) 措置内容

給料表については、人事院勧告において平成27年度から実施することとされている俸給表等に準じて、全ての給料表を改定すべきです(行政職の平均改定率 2.38%)。

なお、経過措置として、平成30年3月31日までの間、新旧給料月額差の差額を支給すべきです。また、55歳を超える職員に対する給料等の100分の1減額支給措置は平成30年3月31日限り廃止すべきです。

地域手当については、以下のとおり改定すべきです。改定は、平成30年3月31日までに段階的に実施すべきです。

・東京都特別区在勤者の支給割合	18%	20%
・大阪市在勤者・医療職給料表(一)適用者の支給割合	15%	16%

単身赴任手当については、以下のとおり改定すべきです。改定は、平成30年3月31日までに段階的に実施すべきです。

・基礎額	月額	23,000円	30,000円
・加算限度額	月額	45,000円	70,000円

管理職員特別勤務手当については、管理監督職員が災害への対処その他の臨時・緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の正規の勤務時間外に勤務した場合、その勤務1回につき6,000円以内を支給すべきです。

(c) (b)の実施時期は、平成27年4月1日とすべきです。

- c 再任用職員の給与
平成27年4月1日から、再任用職員に対しても単身赴任手当を支給すべきです。
- (ウ) 公務運営に関する課題
- a 人材の確保・育成
少子高齢化の進展に伴う若年労働者の減少や、民間企業の採用意欲の高まり等を受け、受験者獲得競争が激化する中、時代に即した採用試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様で有為な人材の確保策について、幅広く検討する必要があります。
また、職員の意識改革や人材育成にも引き続き取り組む必要があります。
- b 女性の採用・登用の拡大
女性の活躍推進が政府全体として取り組むべき重要な課題に位置付けられる中、本県においても、女性職員が幅広く職務経験を積む機会を確保し、女性職員が働きやすい職場環境にも留意しながら、有為な人材の積極的な採用・登用を進めていく必要があります。
- c 地方公務員法の改正について
本年5月に公布された改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、より効果的に人材育成につながる人事評価制度の充実や退職管理の適正の確保について、本県の実態に応じた検討が必要です。
- d 雇用と年金の確実な接続について
再任用職員の能力、経験を有効に活用できるよう、業務の運営や定員の配置を柔軟に行うほか、能力・実績に基づく人事管理に継続して取り組む必要があります。
また、国等の定年延長の動向を見極めながら、再任用の運用状況を随時検証する必要があります。
- e 仕事と生活の両立支援の推進
男女の区別なく職員が育児に参加できる職場環境づくりや新たに策定する特定事業主行動計画の目標達成に向けた着実な取組が必要です。
- f 超過勤務時間の縮減及び年次有給休暇の取得促進
業務執行リーダーが中心となった事務の効率化や業務量の平準化に向けた取組が必要です。
また、年次有給休暇についても、取得しやすい職場環境づくりに努める必要があります。
- g 職員の健康管理
精神疾患による長期の病気休暇取得者等が、依然として多数に及ぶため、管理職員は、日頃からラインケアの充実・強化を図り、予防・早期発見・早期対応する取組が必要です。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成26年度中の要求件数、終結件数及び平成27年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。

平成26年度中の申立件数、終結件数及び平成27年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成26年度中の処理件数は1件です。

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 9月29日

愛媛県監査委員 佐伯 満 孝
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫
同 渡 部 浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
循 環 型 社 会 推 進 課	平成26年 8月 8日		
(監査の結果)			
収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	57,393,183	平成25年度決算による
(措置の内容)			
代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成27年5月末日現在における収入未済額は57,393,183円となっている。			
ついで、代執行費用の3/4の助成を受けている(公財)産業廃棄物処理事業振興財団と協議するとともに、愛媛県債権管理推進連絡会議での検討結果を踏まえ、適切な措置を講じていくこととしている。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
保 健 福 祉 課	平成26年 8月26日		
(監査の結果)			
生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。			
区 分	収入未済額(円)		備 考
	現年度分	滞納繰越分	計
25年度	0	48,098,550	48,098,550
24年度	0	48,250,500	48,250,500
差引増減	0	151,950	151,950
金額は各年度の決算による			
(措置の内容)			
未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。			
その結果、平成25年度末の未収入金48,098,550円のうち、平成26年度中に229,350円を回収し、平成26年度末には、前年度より債務者数で5者減の547者、収入未済額で229,350円減の47,869,200円となっている。			
今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日

医 療 対 策 課	平成26年 9月 2日		
(監査の結果)			
看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。			
区 分	収入未済額(円)		備 考
	現年度分	滞納繰越分	計
25年度	216,000	1,422,000	1,638,000
24年度	564,000	858,000	1,422,000
差引増減	348,000	564,000	216,000
金額は各年度の決算による			

(措置の内容)	
看護職員修学資金貸付金償還金について、債務者に経済的余裕がないため、平成22年度要返還分384,000円(A債務者の半年賦2回分)、平成23年度要返還分564,000円(A債務者の半年賦2回分及びB債務者の半年賦2回分)、平成24年度要返還分474,000円(A債務者の半年賦2回分及びB債務者の半年賦1回分)並びに平成25年度分216,000円(C債務者の半年賦1回分)の未収金が生じているものであり、文書及び電話等による償還指導に努めている。	
A債務者については、平成24年度には直接本人と面談し、返還方法について相談に応じていたが、平成25年11月頃から本人と連絡が取れなくなっていた。平成25年度も引き続き本人及び保証人への電話、文書による催促を実施したところ、平成25年12月に本人から電話で免除等の関係書類の送付依頼があり、書類を送付。その後、電話及び文書による催促を実施した結果、平成26年2月に本人から書類を提出する旨の連絡があったが、未だ提出がない。	
B債務者については、電話及び文書による催促を続けていたところ、平成27年1月に90,000円(1回分)の返納があった。今後も全額返還に向けて催促を続けていきたい。	
債務者Cについては、電話、文書による催促を実施していたところ、平成26年5月に、本人から給与と収入の減により返還が難しい旨連絡があった。その後、催促を継続しているが連絡が取れない状況であり、平成26年5月、11月分についても滞納が続いている。今後は本人への催促を継続しながら、保証人に対する請求も実施することとしたい。	
債務者については、今後も本人及び保証人に対して電話及び書類による催促を行うほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
健 康 増 進 課	平成26年 8月25日
(監査の結果)	
自立支援医療機関(精神通院医療)の指定事務等について、平成24年度において新規の指定、更新、変更の申請書の大半を未処理のまま放置したため、これに伴い平成25年度においても処理が遅延し、計665件(平成24年度分570件、平成25年度分95件)の申請に対する処理が遅延していた。	
(措置の内容)	
事案発生後は、職員一人ひとりが標準処理期間を遵守する意識の徹底を図るとともに、文書管理体制を再構築し、複数の上位者が日々の処理状況を確認している。さらに管理職が事務事業全般の進行管理を行い、定期的に進捗状況を確認しているほか、事務処理マニュアルを作成するなど再発防止に取り組んでいる。	
今後も、チェック機能の充実強化を図り、不適正な事務処理の防止に努めてまいりたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成26年 8月11日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	41,430	2,150,430	2,191,860	金額は各年度の決算による
24年度	333,080	2,239,390	2,572,470	
差引増減	291,650	88,960	380,610	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	15,390,353	224,803,598	240,193,951	金額は各年度の決算による
24年度	17,125,351	210,518,546	227,643,897	
差引増減	1,734,998	14,285,052	12,550,054	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	722,547	20,661,788	21,384,335	金額は各年度の決算による
24年度	895,653	19,978,475	20,874,128	
差引増減	173,106	683,313	510,207	

3 収入未済の入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、督促状(愛媛県公有財産及び債権に係る事務取扱規則第38条第1項)の送付及び債権管理簿(同規則第37条)の調製がされていなかったため、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1者	1,100	金額は各年度の決算による

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、催告書の送付など納入指導に努めた結果、25年度の収入未済額2,191,860円のうち、213,110円を回収し、2件が完済となった。また、消滅時効の完成により750,960円を不納欠損処理し、平成27年5月末時点で収入未済額は1,227,790円となっている。

返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

2 本特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、償還期間が終了しているにも関わらず、未だ償還金を滞納している本庁所管分の351件(未納額103,098,831円)について、一斉に催告書を出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分259,360,686円のうち、550,137円が26年度内に納入されたが、26年度償還分14,357,252円が未収となったことから、26年度末の収入未済額は268,217,801円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 当該債務者については、所在不明であるため、まず、現住所を把握できるよう各機関に照会している。また、今後、所在の分かる債務者については、福祉事務所や母子生活支援施設と連携を取りながら、納入を指導するとともに、規則に基づく事務処理に遺漏ないよう努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成26年 8月6日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	0	958,942,530	958,942,530	金額は各年度の決算による
24年度	0	958,942,530	958,942,530	
差引増減	0	0	0	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	0	204,910,184	204,910,184	金額は各年度の決算による
24年度	0	206,335,949	206,335,949	
差引増減	0	1,425,765	1,425,765	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	0	5,180,000	5,180,000	金額は各年度の決算による
24年度	0	5,380,000	5,380,000	
差引増減	0	200,000	200,000	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	0	9,322,779	9,322,779	金額は各年度の決算による
24年度	0	9,322,779	9,322,779	

差引増減	0	0	0
------	---	---	---

(措置の内容)

高度化資金貸付金償還金については、貸付先であるC社は、平成24年5月30日に管轄の地方裁判所において、民事再生手続終結の決定が確定したことから、連帯保証人からの回収に努めたが、平成26年度は回収できず、収入未済額は958,942,530円となっている。引き続き、財源の一部を借り受けている独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成25年度末の収入未済額は3組合204,910,184円であったが、平成26年度は、1組合から1,319,141円を回収するとともに、残債70,609,458円についても、平成27年4月30日に、違約金11,210,012円と合わせて一括回収できる見込みである。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成25年度から分割償還誓約書に基づく分割償還を進めており、平成25年度末時点で1企業5,180,000円のところ、平成26年度は600,000円を回収し、平成26年度末では4,580,000円となっている。今後とも、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、平成15年度以降回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成26年5月末で5件1,653,748円(件数は実債務者数)の未収金が生じている。平成26年度は70,000円の償還があったほか、回収困難な貸付金償還金の債権放棄に伴い、関連する違約金528,393円を不納欠損処理した結果、平成27年5月末の未収金総額は、1,055,355円となっている。

残る違約金については、返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成26年 8月12日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成25年度末の歳入不足額は23億936万円と前年度より2,080万円増加しており、さらに、平成25年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の6割程度まで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向(H12~76)」に基づき、様々な改善策を講じるなど経営の健全化に努めてきたが、木材価格のさらなる下落に合わせ採算性が低下したため、現計画では経営改善の目途が立たなくなったところである。

このようなことから、平成24年度に検討会議を設置し、管理森林の再調査や今後の収支試算など、検討を重ねてきた結果、経営改善計画を見直すこととし、今回、不採算林の無償解約による経営のスリム化など新たな改善策を盛り込んだ変更計画を取りまとめたところである。

今後は、この変更計画に沿った事業運営を行い、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成26年 8月12日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	8,000,000	51,717,947	59,717,947	金額は各年度の決算による
24年度	13,071,000	43,839,947	56,910,947	
差引増減	5,071,000	7,878,000	2,807,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
15年度~16年度 19年度~21年度 及び25年度	5者	1,653,748	平成25年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成26年5月末で7件59,717,947円(件数は債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、平成26年度中に3,745,000円が償還され、また、消滅時効期限が到来し回収が困難な債権1件5,820,000円を不納欠損処理したほか、平成27年度は5月末までに605,000円が償還されたが、平成26年度に新たに1件8,000,000円の未収金が発生したことから、平成27年5月末現在の未収金総額は、6件57,547,947円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成26年 8月28日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	2,234,000	2,234,000	金額は各年度の決算による
24年度	0	2,385,000	2,385,000	
差引増減	0	151,000	151,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
22年度	1者	969,517	平成25年度決算による

(措置の内容)

- 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、平成25年度末で2名分2,234,000円の6か月を超える長期延滞が生じているが、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、本年度は、4月に1名から計17,000円を収入した。
今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。
- 違約金については、平成25年度末で1名分969,517円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人と面談して違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金(元本)の縮減を優先しているが、早期に違約金の支払いが可能となるよう、適正な納入指導を継続することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成26年 8月 8日

(監査の結果)
住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	404,231	31,625,624	32,029,855	金額は各年度の決算による
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	
差引増減	910,414	3,249,999	4,160,413	

(措置の内容)
平成25年度末時点における住宅貸付損害金(109名32,029,855円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成26年度中に1名から分割納付による計30,000円の入金があり、31,999,855円となった。
また、時効期間10年を経過し、かつ、所在不明等により回収困難な債権5件2,361,197円について、議会の議決を経た上で、権利を放棄し、不納欠損処分を行ったため、最終的な過年度分未収金については104名29,638,658円となった。
なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金1名85,354円が発生し、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることが出来ず、平成26年度末現在で住宅貸付損害金は、105名29,724,012円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	85,354	29,638,658	29,724,012	金額は各年度の決算による
25年度	404,231	31,625,624	32,029,855	
差引増減	318,877	1,986,966	2,305,843	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成26年 7月14日

(監査の結果)
県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	

25年度	312,672,210	692,608,143	1,005,280,353	金額は各年度の決算による
24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846	
差引増減	23,029,627	171,804,866	194,834,493	

(措置の内容)
滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成26年度に繰り越した未収入金1,005,280,353円が、平成27年3月31日現在で619,711,574円に減少した。

平成26年度現年課税分については、タイヤロックをはじめ、債権を中心とした厳しい姿勢での滞納処分の実施、「自動車税納期内納付キャンペーン」や、口座振替の推進などにより納期内自主納税の促進に努め、平成27年5月31日時点の未収入金は279,305,632円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成26年 7月10日

(監査の結果)
1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	314,505	314,505	金額は各年度の決算による
24年度	24,000	290,505	314,505	
差引増減	24,000	24,000	0	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	10,320,764	23,580,963	33,901,727	金額は各年度の決算による
24年度	9,542,744	17,649,069	27,191,813	
差引増減	778,020	5,931,894	6,709,914	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	274,400	1,318,216	1,592,616	金額は各年度の決算による
24年度	272,516	1,151,140	1,423,656	
差引増減	1,884	167,076	168,960	

(措置の内容)
1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分314,505円のうち、5,000円が納入された。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であり、計画どおりの返還が困難となったため、平成26年度の収入未済額は309,505円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

- 本特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分35,494,343円のうち、5,133,394円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、平成26年度償還分10,683,289円が未収となったため、平成26年度の収入未済額は41,044,238円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

代表者がその後所在不明となってしまったため、登記簿調査、住民票調査、臨戸訪問、建設業界知人からの聞き取り調査等を行い、所在を捜索していた。

その後、新たな手掛かりを得たこともあったが、調査を継続しても結果的には本人と接触できず所在地の確認には至らなかった。

また、あわせて資産調査も行ったが、財産は発見できなかった。

平成26年度、関係機関と協議し、これ以上の成果は上がらないことが明白なため、平成27年2月定例県議会に権利の放棄を議案として提出し、議決がなされた。

その後、愛媛県会計規則の規定に基づき、不納欠損の処理を行った。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所

平成26年7月17日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	448,500	3,373,300	3,821,800	金額は各年度の決算による
24年度	550,500	3,456,600	4,007,100	
差引増減	102,000	83,300	185,300	

(措置の内容)

平成25年度末時点で3,821,800円（35名）の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約12.9%、492,800円（20名）の納入があった。また、平成26年度現年度分の収入未済額が547,800円となったことから、平成26年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ55,000円増の3,876,800円となった。

今後とも引き続き納入督促を行い、滞納整理を図って参りたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起することとしている。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部

平成26年7月24日

(監査の結果)

- 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,892,537	4,150,624	6,043,161	金額は各年度の決算による
24年度	1,002,581	3,406,043	4,408,624	
差引増減	889,956	744,581	1,634,537	

- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 建 設 部

平成26年7月10日

(監査の結果)

- 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,612,300	6,200,600	7,812,900	金額は各年度の決算による
24年度	1,768,500	6,218,300	7,986,800	
差引増減	156,200	17,700	173,900	

- 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	115,688	平成25年度決算による

(措置の内容)

- 県営住宅貸付料は、平成25年度末時点で7,812,900円の収入未済であったが、滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、繰越金の19.5%、1,519,900円の滞納家賃の納付があった。

なお、平成26年度において887,400円が新たに未収となったことから、平成26年度末現在の収入未済額は7,180,400円となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起することとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

- 平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前金払還付金として4,210,000円が保証事業者から入金された。この額に対する利息115,688円を元請業者であるA社に請求するも、納付がされなかった。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,696,582	6,102,879	7,799,461	金額は各年度の決算による
24年度	1,573,286	5,076,834	6,650,120	
差引増減	123,296	1,026,045	1,149,341	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	133,328	1,552,330	1,685,658	金額は各年度の決算による
24年度	149,994	1,535,664	1,685,658	
差引増減	16,666	16,666	0	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額6,043,161円に対し、111,212円の納入があったが、平成26年度償還分3,209,645円が未納となったことから、平成26年度未現在の収入未済額は9,141,594円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 本特別会計における貸付金償還金については、貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状・催告書の送付や滞納状況の通知、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額9,485,119円に対し、888,054円の納入を得ることができた。

しかしながら、償還者の疾病や不安定な雇用状況等から生活に困窮し、償還が困難となる者が多く、平成26年度現年度分2,191,660円が未収となったことから、平成26年度末の収入未済額は、10,788,725円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平 成 26 年 7 月 24 日
---------------------	-------------------

(監査の結果)

収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
16年度	1者	97,016	平成25年度決算による

(措置の内容)

A株式会社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。

会社及び代表者名義の土地や建物は、全て銀行に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。

法人登記簿上は会社が存続していることから、今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、愛媛県債権管理マニュアルに基づき債権回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平 成 26 年 7 月 14 日 平 成 26 年 7 月 16 日
-------------------------	--

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	434,803	9,285,508	9,720,311	金額は各年度の決算による
24年度	2,015,993	8,200,446	10,216,439	
差引増減	1,581,190	1,085,062	496,128	

(地域福祉課)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	5,766,664	13,934,019	19,700,683	金額は各年度の決算による
24年度	5,262,493	10,457,607	15,720,100	
差引増減	504,171	3,476,412	3,980,583	

(地域福祉課)

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	379,044	2,157,253	2,536,297	金額は各年度の決算による
24年度	319,114	1,975,253	2,294,367	
差引増減	59,930	182,000	241,930	

(地域福祉課)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	408,774	705,965	1,114,739	金額は各年度の決算による
24年度	159,965	604,000	763,965	
差引増減	248,809	101,965	350,774	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成25年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が9,720,311円であったが、納入指導を行った結果、平成27年3月末までに未納額が325,000円減額となり、最終未納額は9,395,311円となった。

未納者は27名であり、うち12名は保護を廃止、残り15名は保護中である。

保護を廃止した12名及び保護中の15名については、継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成26年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

26年度生活保護費戻入金収入状況表

平成27年5月31日現在

26年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
7,237,378円	6,161,864円	1,075,514円	85.1%

未納者27名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額22,236,980円は、平成27年3月31日現在で2,651,785円の償還があり、滞納者103名中23名が償還済みとなったほか、30名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成26年度現年度分を加えた出納閉鎖時(H27.5.31)の償還未済額は25,902,157円(現年度分6,316,962円、滞納繰越分19,585,195円)となっている。

今後とも、夜間の電話指導・訪問指導や就労情報提供等を積極的に推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

3 平成25年度末において収入未済額が1,114,739円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成27年3月末までに5名から、160,370円納入され、未納額は954,369円となった。

未納者は9名であり、うち2名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成26年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

26年度生活保護費戻入金収入状況表

平成27年5月31日現在

26年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,989,392円	3,486,695円	502,697円	87.4%

未納者5名

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	50,358,000	90,931,400	141,289,400	金額は各年度の決算による
24年度	46,394,000	65,860,400	112,254,400	
差引増減	3,964,000	25,071,000	29,035,000	

(措置の内容)

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」(非常勤嘱託。平成25年度より1名増員し3名。)と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話での返還指導を強化しているほか、平成26年度には、資力がありながら返還に応じない滞納者に対して法的措置(簡易裁判所を通じた支払督促)を実施するなど、滞納繰越額の縮減に努めている。その結果、平成25年度末現在の未収額141,289,400円については、平成26年度に24,540,900円を収納し、滞納繰越額は116,748,500円となった。他方、旧育英会移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成26年度新たに756件、53,544,500円の未収金が発生したため、平成26年度末現在の滞納額は、過年度分と合わせて170,293,000円となった。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成26年8月11日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	48,674,574	451,675,629	500,350,203	金額は各年度の決算による
24年度	48,662,482	417,132,360	465,794,842	
差引増減	12,092	34,543,269	34,555,361	

(措置の内容)

平成26年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、105,753,814円の調定額に対し、収納額59,381,229円となっており、収納率は56.2%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成26年度中に15,096,755円を収納し、平成27年3月末現在では484,516,687円となったが、新たに平成26年度の未収金46,372,585円が発生したことから、平成26年度末の収入未済額は530,889,272円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全体体制でより効果的な運用を図っている。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

教 育 総 務 課

平成26年8月26日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成26年 6月12日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成26年 6月10日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成26年 6月 6日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成26年 6月10日
中 央 病 院	平成26年 6月12日
今 治 病 院	平成26年 6月 6日
南 宇 和 病 院	"
新 居 浜 病 院	"

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると221億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業（土地造成事業）については、前年度に続いて売却実績がなく、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金（納期到来分）について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	844,119	0	844,119
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,457,297	0	2,457,297

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益については、前年度を17億9,757万円下回る1億3,003万円を計上しており、前年度(19億2,760万円)は、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のDPC（診断群分類包括評価）制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策の取組により、過去最高の純利益を計上したが、当年度は、中央病院の施設運営に伴う経費、資産減耗費など費用の増加により前年度を大きく下回ったもので、PFI事業が計画的に進められていることによる。

しかしながら、累積欠損金は182億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高353億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医業未収金（納期到来分）について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	299,618,818	53,649,896	353,268,714
今治病院	44,650,657	14,881,346	59,532,003
南宇和病院	32,317,298	2,695,620	35,012,918
新居浜病院	48,543,052	12,087,608	60,630,660
計	425,129,825	83,314,470	508,444,295

(3) 医業外未収金（納期到来分）について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,250,120	640,590	1,890,710
今治病院	121,720	125,791	247,511
南宇和病院	99,590	6,120	105,710
新居浜病院	234,009	124,590	358,599
計	1,705,439	897,091	2,602,530

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成26年 3月31日現在 単位：円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	19,730,464	68,210	19,798,674
旧北宇和病院	6,006,370	891,763	6,898,133
計	25,736,834	959,973	26,696,807

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方針について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業（土地造成事業）については、職員が東予インダストリアルパークの名刺を活用してPR活動を行ったり、問合せのあった企業に対し、訪問等による営業活動を行い、26年度は1件の分譲があったほか、数社については分譲に向けて、具体的に協議を進めているところである。

今後とも、早期の分譲に向け、粘り強く営業活動を続けて参りたい。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分平成25年度末現在844,119円）の滞納企業1社からは「支払計画書」を徴し、業績等を聴取しながら計画書に則して分割払いにより回収を続けており、今後も納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

なお、現年度未収金については、納入指導を行い、早期回収に努めたい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金（納期到来分平成25年度末現在1,613,178円）については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成27年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成26年 3月 31日現在の未 収金
西条地区工 業用水道給 水料金	676,413	1,829,520	2,505,933	844,119
今治地区工 業用水道給 水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	2,289,591	1,829,520	4,119,111	2,457,297

2 病院事業

(1) 県立病院では、7対1看護体制やDPC制度の導入など、病院職員と本局職員が一体となって経営の健全化に取り組んでおり、今後とも一層の累積欠損金の縮減に取り組むたい。

県立中央病院整備運営事業（PFI事業）においては、施設整備が予定どおり完了し、平成26年12月にグランドオープンしたところである。今後は、運営業務について、PFI手法の特性を生かし、提供するサービスの質の一層の向上と経営の健全化に向けて取り組むたい。

(2) 平成26年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、病院の各部門が連携して未収金の発生防止・早期督促に注力したほか、弁護士法人への早期回収委託などにより効率的に督促を行い、回収に努めた。

また、時効が到来し、実質的に回収不能となった債権については、平成27年 2月議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処理を行った。

今後とも、少額・多数の債権が発生する現状や生活困窮者が多いことを踏まえ、採算性に合った回収に取り組むとともに、支払い能力がありながら支払い又は支払い計画の提示がない悪質な未納者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を進めるなど、効率的かつ効果的な回収に努めたい。

(平成27年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成26年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	287,891,273	46,798,932	334,690,205	353,268,714
今治病院	36,563,549	14,386,397	50,949,946	59,532,003
南宇和病院	24,701,637	2,429,320	27,130,957	35,012,918
新居浜病院	43,494,245	7,323,965	50,818,210	60,630,660
計	392,650,704	70,938,614	463,589,318	508,444,295

(3) 医業外未収金についても個人医業未収金と同様に、効率的かつ効果的な回収対策の強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努めたい。

(平成27年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成26年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	1,342,522	3,185,729	4,528,251	1,890,710
今治病院	110,025	680,320	790,345	247,511
南宇和病院	49,760	16,180	65,940	105,710
新居浜病院	234,619	383,340	617,959	358,599
計	1,736,926	4,265,569	6,002,495	2,602,530

(4) 三島病院・北宇和病院については、支払がない債務者について電話による催告を行うなど回収に努めるとともに、実質的に回収不能となった債権について、平成27年 2月議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処理を行った。今後とも引き続き未収金の削減に努めたい。

旧三島病院 (平成27年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成26年 3月31日 現在の未収金
個人医業未収金	16,279,714	19,730,464
医業外未収金	50,920	68,210
計	16,330,634	19,798,674

旧北宇和病院 (平成27年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成26年 3月31日 現在の未収金
個人医業未収金	5,237,170	6,006,370
医業外未収金	891,763	891,763
計	6,128,933	6,898,133

雑 報

○公 告

環境影響評価法に係る対象事業の廃止について

環境影響評価法（平成 9年 6月13日法律第81号）第 3条の 9第 1項の規定により、対象事業の廃止について次のとおり公告します。

平成27年 9月29日

シグマパワーージャネックス株式会社

代表取締役 石 井 八 弥

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 シグマパワーージャネックス株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 石井 八弥
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目 8番28号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 西予ウインドシステム発電事業
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規模 総出力 40,000キロワット

3 対象事業の廃止等

環境影響評価法第 3条の 9第 1項第 1号に該当（対象事業を実施しない。）

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第12号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1項及び第130条第 4項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成27年 9月29日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本 多 義 雄

1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- (2) 禁止期間
10月 1日から翌年 3月31日まで
- (3) 禁止区域
愛媛県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面

(4) 適用除外

愛媛県内水面漁業調整規則第32条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

2 指示の期間

平成27年10月1日から平成30年3月31日まで